

**厚生労働省省内事業仕分け（労働保険適用・徴収業務）  
仕分け人（6名）の評決結果**

**○ 労働保険適用業務**

改革案では不十分  3人	人	① 事業を廃止(国営保険制度の廃止)
	1人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体に委託する
	人	③ 国が実施する必要はなく、民間に委託する
	人	④ 国(労働局)が実施する必要はなく、その他の実施主体が行う (具体的な実施主体: )
	2人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (事業の一部外部委託化、予算の削減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当  3人		

**<具体的な意見>**

**【②国が実施する必要はなく、地方公共団体に委託する】**

- ・ 事業所が存在する地方公共団体に委託した方が、現場に近くて良い。

**【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要（事業の一部外部委託化、他機関との連携促進など実施方法の見直し・補助金の削減など）】**

- ・ 現存事業者でありながら保険料をはらっていない事業者に対して、サンプル調査を行うなど実態把握し、適正な適用業務を行うべきではないか。
- ・ 将来の計画は、定量的に策定するべし。

**【改革案は妥当】**

- ・ 資料P2の数字が正しいとすれば、良好なパフォーマンスと言えよう。今後は何をさておき、口座振替を増やすことが課題であろう。
- ・ 現在の景気では大多数の中小企業事業者にとって保険料負担は、少しでも下げることが可能であれば、それに越したことはない。また、景気の変動により下げられる仕組みを行政側も再構築されたし（保険料負担が継続経営の重荷の事業者にとっては朗報では）。自分のような労働者側からも今まで無関係だった労働保険内容を勉強して経営者側に色々、提案していきたい。

○ 労働保険徴収業務

改革案では不十分  4人	人	① 事業を廃止(国営保険制度の廃止)
	人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体に委託する
	人	③ 国が実施する必要はなく、民間に委託する
	人	④ 国(労働局)が実施する必要はなく、その他の実施主体が行う (具体的な実施主体: )
	4人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (事業の一部外部委託化、予算の削減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当 2人		

<具体的な意見>

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要（事業の一部外部委託化、他機関との連携促進など実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 外部委託化・非常勤化等によって、適用徴収業務が効率化できるかは疑問。もう少し具体的な目標や手法について開示すべき。
- ・ 将来の計画は、定量的に策定するべし。
- ・ 他機関との連携及びITの活用により、さらなる要員、費用の削減が必要。

【改革案は妥当】

- ・ どのみち100%の徴収は無理である。浮沈の激しい零細事業場を含めて97.0%の収納率は立派であるが、漸減傾向であることが懸念されるので、この水準に維持することが望まれる。
- ・ 小規模事業主で違法手続きをしている者に、さらなる厳しいチェック体制を実施願います。近い将来100%振込を義務付け願います。